

## 空港周辺共同利用会館について

### ○会館の目的、事業

空港周辺共同利用会館は、航空機の騒音により地域住民の活動が著しく阻害されている場合に地域住民が行う学習、集会、休養等の用に供するため、設置されているものです。

(東区5館、博多区 12 館)

#### 福岡市立空港周辺共同利用会館条例

(設置)

第1条 航空機の騒音により学習等の活動が著しく阻害されている地域の住民(以下「地域住民」という。)についてその障害の緩和に資するため、地域住民が行なうこれらの活動のための施設として空港周辺共同利用会館(以下「共同利用会館」という。)を設置する。

(事業)

第2条 共同利用会館は、地域住民が行なう学習、集会、休養等の用に供するためその施設を提供することその他共同利用会館の設置の目的達成のため必要な事業を行なう。

### ○開館日

毎週月曜日及び 12 月 29 日から翌年1月3日を除く日

※上記のほか、臨時休館とする場合があります。

### ○開館時間

午前9時から午後 10 時まで

※ただし、必要があると認められる場合は、これを変更することができます。